

主な指摘事項【施設入所・生活介護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書の以下の点について修正を行うこと。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ①支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額に関する記載が運営規程と異なるため、実態に合わせて修正すること。	1件
運営	契約支給量の報告等	施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載すること。	1件
運営	サービスの提供の記録	サービスの提供を行った際は、利用者ごと、サービスの種類ごとに提供日、具体的な支援の内容その他必要な事項を記録すること。 サービスの提供の記録については、提供したサービスの種類ごとに、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得る必要があるため、すべての記録において適切に利用者からの確認を得ること。	1件
運営	施設障害福祉サービス計画の作成等	前回の実地指導において、施設障害福祉サービス計画の作成に係る業務について指摘があったにもかかわらず、今回の運営指導においても以下の点で不備が見受けられたため、必要な改善を行うこと。 ①施設障害福祉サービス計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者に面接して行うこと。については、当該記録において面接日、面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。	1件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額に関する記載が重要事項説明書と異なるため、実態に合わせて修正すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	一部の従業者について、雇用契約書や辞令書等が確認できなかったため、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した雇用契約書や辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。	1件
運営	夜勤職員配置体制加算	当該加算は、夜勤職員を3人以上（前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合）配置した場合に算定するが、夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）に3人以上配置されていない日が見受けられたため、加算要件を満たしていない日については、当該加算額を返還すること。	1件
報酬	療養食加算	療養食加算を算定している脂質異常症食と貧血食において、月に1回の選択メニューの際、献立表に数値が正しく反映されておらず、給与量の確認が行われていないため、療養食加算の算定にあたっては、いずれのメニューを選択した場合も1食当たりの栄養量が明確になるよう献立表を作成すること。 主治の医師が発行する食事せんに基づき示された指示量に対し、日々の給与量が、大きく不足もしくは過剰の日が見られるため、行事食や主食が麺類等の日も含めて、日々の給与量が食事せんの指示量に基づき提供できるよう献立を作成すること。また、過去に遡って自主精査を行い、主治の医師が発行する食事せんに基づき示された指示量に対し、日々の給与量が、大きく不足もしくは過剰の日については、当該加算額を返還すること。	1件